

公務災害補償制度

地方公務員法の中では、職員が公務により負傷し疾病にかかりたり、死亡したりした場合、その職員または遺族等がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならず、この補償の迅速かつ公正な実施を確保するための公務災害補償制度を法律で定めることがあります。（法四五条）

ます。
このよう規定を受けて、職員が公務上受けた災害の補償を具体化するため、「地方公務員災害補償法」(地公災法)が制定されています。

(1) 本来、公務災害補償は使用者であるそれぞれの地方公共団体が職員に対して負う無過失責任の損害賠償であると考えられていますが、補償を一元的に迅速かつ公正に実施するために地方公共団体に代わつて補償を行う「地方公務員災害補償基金」が設けられています。（地公災法一条、三条）

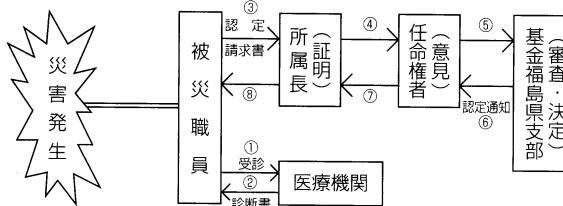
地公災法では、公務上の災害と通勤途上の災害に対する補償が定められています。補償の種類を内容別にみると

二 公務災害補償制度の概要

補償の種類

地公災法では、公務上の災害と通勤途上

補償の種類を内容別にみると



(4) ② 認定の手続きは、上図のとおりです。

補償が受けられなくなる場合もありますので、早めに請求の手続きを進める必要があります。

② 公務上の災害に該当しない事例

次のような場合は、原則として公務災害とは認められません。

四 おわりに

(4) 診断書等の料金についても補償されます。

(5) はり、灸、マッサージ等による治療の場合は、事前に教育庁総務課を通して基金に照会が必要です。

(6) 転医・転院する時などは、事前に教育庁総務課を通して基金に問い合わせることになります。

四 おわりに

認定の手続きをする場合は、事前に自分で災害の状況を整理した上で、校長や教頭、事務担当者に相談したりしながら請求することが大切です。

四 おわりに

(1) 負傷（疾病）は、安易に判断しない。
(2) 交通事故は、慎重に処理する。
(3) 共済組合員証は使用しない。
(4) 診断書等の料金についても補償されます。
(5) はり、灸、マッサージ等による治療の場
合は、事前に教育庁総務課を通して基金に
照会が必要です。

(6) 転医・転院する時などは、事前に教育庁
総務課を通して基金に問い合わせることに
なります。

四 おわりに

認定の手続きをする場合は、事前に自分で災害の状況を整理した上で、校長や教頭、事務担当者に相談したりしながら請求することが大切です。